

中部大学バスケットボール部規約

制定 1964（昭和 39）年 4 月 1 日

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学バスケットボール部」と称する。中部大学バスケットボール部に、名称「中部大学男子バスケットボール部」（以下、「男子団体」という）と名称「中部大学女子バスケットボール部」（以下、「女子団体」という）を置く。

（目的）

第 2 条 両団体は、バスケットボールの練習及び競技を通じ、身体の強化と不屈の精神を養い、心身ともに健全な人間の育成に努めることを目的とする。

（活動）

第 3 条 両団体は、「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 両団体は、第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) バスケットボールに関する大会等への参加
- (2) バスケットボールに関する、他大学学生及び他団体との交流
- (3) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

（組織構成）

第 5 条 両団体は、中部大学の学生を構成員（以下、「部員」という）として組織する。

（役員）

第 6 条 男子団体には役員として、部長 1 名、副部長 1 名及び会計 1 名を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

女子団体には役員として、部長、マネージャー、会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

第 7 条 各団体の部長は、各団体を総理し、統括することを任務とする。

第 8 条 各団体の副部長は、部長を補佐することを任務とし、部長が不在のときはその任務を代行する。

第 9 条 各団体の会計は、帳簿の作成及び経理処理を行うことを任務とする。

第 10 条 男子団体の部長及び副部長は役員の推薦により、選任する。

第 11 条 男子団体の会計は部長が指名する。

（顧問）

第 12 条 各団体に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第 13 条 部員は活動のために、所属する団体へ部費を納めるものとする。金額は別に定める。

第 14 条 会計年度は原則、4 月から翌年 3 月までとし、年に一度、各団体の部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

（入部及び退部）

第 15 条 入部希望者は、所属を希望する団体の部長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第 16 条 退部を希望する部員は、所属する団体の部長にその旨を伝え、退部願を提出する。

第 17 条 各団体の部長は、退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者が退部を希望する場合、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

（規約の変更）

第 18 条 規約の変更は、各団体の役員による会議を経た後、部員及び各顧問の承認を得るものとする。

（事故防止の義務）

第 19 条 部員全員が事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

（罰則等）

第 20 条 以下の行為を行った部員は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第 2 条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、任務を遂行しなかったとき。
- (3) 第 13 条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 各団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 部員が中部大学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

（規約以外の規）

第 21 条 各団体で規約以外の規則を定めることができる。

（細則）

第 22 条 女子部員は、部則を守り、勉学を怠ることなく部員一同一致団結し、練習・競技にベストを尽くさなければならない。

第 23 条 女子部員は、練習・競技に参加できない場合は必ず申し出なければならない。

第 24 条 女子部員は、休部、退部するときは理由書を添え、届け出て承認を得なければならない。

第 25 条 女子部員の部長以下役員は協力し、技術の向上をはかるとともに、クラブ運営に当たっては部員全員が全面的協力をしなければならない。

附 則

本規約は、1964 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。